

第1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度の実施により、サービスを利用する障害児者等が個々のニーズに応じて質の高いサービスを選択することができるように環境整備等を図るため、その事務を効率的かつ円滑に実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 報告の内容

障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第36条の30の4に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1 基本情報及び別添2 運営情報並びに別添3 経営情報のとおりとする。なお、報告する情報は、報告日現在の情報とする（特に時期を定めるものを除く。）。

第3 報告の対象となる事業者

報告の対象となる事業者は次の各号のとおりとする。ただし、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障総則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

- （1）本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
- （2）障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

第4 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

- （1）指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

- （2）指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

- （3）指定計画相談支援

- （4）指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

- （5）指定障害児相談支援

- （6）指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

第5 報告の単位

障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

※ 報告すべき障害福祉サービス等事業の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目と

の対応関係については、別添 4 を参照されたい。

第 6 実施主体

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）が報告する指定障害福祉サービス等情報の受理、調査及び情報の公表等の事務の実施主体は知事とする。ただし、政令指定都市が指定を行う指定障害福祉サービス等情報を除く。

第 7 基準日

4月1日

第 8 実施期間

4月1日から3月31日まで

第 9 報告の開始日

- (1) 第3（1）に掲げる事業者
報告を求める年度（以下「報告年度」）の5月初日
- (2) 第3（2）に掲げる事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- (3) 第3に掲げる事業者
当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後

第 10 報告の期限

- (1) 第3（1）に掲げる事業者
報告年度の7月末日
- (2) 第3（2）に掲げる事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内
- (3) 第3に掲げる事業所
当該事業者の毎会計年度終了後、3月以内

第 11 公表の時期

報告後1か月以内とする。

第 12 報告の方法

事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下、「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可能とする。

第 13 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて、修正又は変更がある場合、公表システムにより知事に報告を行うこととする。

その他の情報については、年1回の定期的な公表システムによる報告で足りることとする。

第 14 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

第 15 情報の調査

1 調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定による調査は、利用者保護等の観点から、知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行うものである。

2 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の場合に行う。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 調査の実施方法

（1）基本的事項

① 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

② 調査の内容

調査は、第2の基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

③ 調査の方法

調査は、原則、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

（2）具体的事項

① 面接調査の方法

ア 面接調査の方法

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

イ 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

ウ 運営情報の調査方法に係る共通的事項

（ア） 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

（イ） 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

（ウ） 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。

（エ） 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

（オ） 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

（カ） 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものである。

② 調査の終了

調査の終了字においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

第16 情報の公表

- 1 知事は、本要綱に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類、事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

また、知事は、障害福祉サービス等情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計し、障害福祉サービス等事業者経営情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する。

- 2 公表方法は、原則としてインターネットによる公表とする。
- 3 事業者は、公表する指定障害福祉サービス等情報について、事業所の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

第17 苦情等の対応

- 1 苦情等対応窓口

機関名	所在地	電話
健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	熊本市中央区水前寺6丁目1 8-1	096-333-2233

- 2 苦情等に対する基本的な対応

公表されている情報「以下、「公表情報」という。」に関する利用者等からの苦情等については、知事は、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、知事は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

- 3 苦情等に関する対応経過の記録等

知事は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

第18 障害福祉サービス等事業者経営情報の取扱い

知事における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うものとする。

附則

この要綱は、平成31年3月27日から施行し、平成30年5月8日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年9月22日から施行し、令和7年8月29日から適用する。

なお、令和8年3月31日までの間、障がい福祉サービス等事業者経営情報の報告期限については、第5条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。